

千葉市小・中学校文化系部活動等中央大会参加事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、本市の小・中学校における文化活動の振興を図るため、千葉市立の小・中学校の文化系クラブ及び部活動「以下「文化系部活動等」という。」が千葉県代表として、文部科学省・千葉県教育委員会が共催又は後援する発表大会、コンクール等で関東大会以上の各種大会（以下「文化系部活動等中央大会」という。）に参加することに係る経費について、予算の範囲内において、千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、当該小・中学校に補助金を交付する。

(補助事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、文化系部活動等が、千葉県代表として文化系部活動等中央大会に参加する事業で市長が認めたものとする。

(補助対象)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、千葉市立の小・中学校文化系部活動等が、文化系部活動等中央大会の千葉県代表となった学校長とする。なお、文化系部活動等は、保健体育課が所管する「関東・全国中学校体育大会選手派遣事業補助金交付要綱」において補助金対象となっている競技以外の部活動等とする。

(補助対象経費及び補助金額)

第4条 補助金の経費は、補助事業に要する経費のうち交通費、宿泊費、運搬費、練習会場費及び入場・参加費とし、その補助金額は別表のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 規則第3条の規定により、補助金の交付を申請しようとするとき学校長は、市長が定める期日までに、千葉市小・中学校文化系部活動等中央大会参加事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 大会参加計画書
- (2) 収支予算書

(交付の条件)

第6条 規則第5条の規定により交付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容、及び大会参加計画書等の変更（市長が認める軽微な変更を除く）をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助金を申請書記載の用途以外に使用してはならないこと。
- (4) 補助金の使途について、市の監査がある場合は、拒むことができない。
- (5) 必要があるときは、この事業遂行の状況について報告を求め、又は説明を求めることがあること。

(交付決定の通知)

第7条 規則第6条の規定による通知は、千葉市小・中学校文化系部活動等中央大会参加事業補助金交付決定通知書（様式第2号）によるものとする。

(変更等の承認申請書)

第8条 第6条第1号又は第2号の規定により承認を受けようとするとき学校長は、千葉市小・中学校文化系部活動等中央大会参加事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第12条の規定により報告しようとするとき学校長は、事業終了後14日以内に千葉市小・中学校文化系部活動等中央大会参加実績報告書（様式第4号）に、次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 補助事業の成果を証する書類

(額の確定通知)

第 10 条 規則第 13 条の規定による通知は、千葉市小・中学校文化系部活動等中央大会参加事業補助金額確定通知書（様式第 5 号）によるものとする。

（交付の請求）

第 11 条 規則第 16 条第 1 項の規定により、補助金の交付の請求をしようとするとき学校長は、千葉市小・中学校文化系部活動等中央大会参加事業補助金交付請求書（様式第 6 号）を市長に提出しなければならない。

2 規則第 16 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により補助金の交付の請求をしようとするとき学校長は、千葉市小・中学校文化系部活動等中央大会参加事業補助金一括（分割）事前交付請求書（様式第 7 号）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消通知）

第 12 条 規則第 17 条第 3 項において準用する規則第 6 条の規定による通知は、千葉市小・中学校文化系部活動等中央大会参加事業補助金交付決定取消通知書（様式第 8 号）によるものとする。

（返還命令）

第 13 条 規則第 18 条 1 項又は第 2 項の規定による返還命令は、千葉市小・中学校文化系部活動等中央大会参加事業補助金返還命令書（様式第 9 号）によるものとする。

附 則

この要綱は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行し、昭和 62 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 6 年 4 月 1 日から施行し、平成 6 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から施行し、平成 7 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 6 月 1 日から施行し、平成 26 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、平成 28 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、平成 30 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、令和 6 年度分の補助金から適用する。